

高松市監査委員告示第19号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年7月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

# 監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和4年7月29日)



## 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	多言語表示の表記程度や方法及び多言語対応に関する担当部署等の体制の構築を検討することについて	P35	財政局	財産経営課	R4.6.27
2	意見	啓蒙活動について（外国籍住民に対する賦課・徴収事務）	P51		納税課 市民税課	R4.6.23

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区分	意見	
意見の項目	多言語表示の表記程度や方法及び多言語対応に関する担当部署等の体制の構築を検討することについて	
意見の内容	多言語表示について、どの施設についてどの程度多言語表記するのか、どのような方法によるのか、インバウンドによる地域振興等の観点からは、デザイン等ある程度統一性を持たせるのか等についても、検討することが望まれる。 それにあたっては、多言語対応に関する担当部署を定めるかプロジェクトチームを置くなどの方法について、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P35	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年6月27日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件意見については、外国人対応を円滑に行うための庁内横断的な組織として、令和4年2月1日付けで「外国人対応に係る庁内連絡会議」を設置し、2月28日には第1回目の会議を開催した。 今後、庁内連絡会議の中で、多言語表示の方法等について検討することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	啓蒙活動について（外国籍住民に対する賦課・徴収事務）	
意見の内容	日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日本人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P51	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年6月23日
所管課等	財政局 納税課・市民税課
措置結果	<p>本件意見については、令和4年5月に個人住民税を特別徴収する事業所（特別徴収義務者）に対し、特別徴収に関する書類を送付する際、外国人従業員が退職（出国）する場合の手続（一括徴収及び納税管理人制度）を示したチラシを同封することにより、啓蒙活動を行った。</p> <p>また、香川県が主体となり作成した外国人向けのチラシ「外国人住民のための税金のしおり」を、同年6月から税務部の窓口に設置するとともに、本市ホームページに掲載した。</p> <p>なお、同年2月1日付けで設置された「外国人対応に係る庁内連絡会議」において、必要に応じ、啓蒙活動について、情報共有を行うこととした。</p>